



# 鳥取県公報

平成 30 年 5 月 29 日 (火)  
号外第 6 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (40) (会計指導課) . . . . . 3

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 介護員の養成に関する研修を修了した旨の証明書の交付等に係る手数料について定めた規定中引用する介護保険法施行令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

# 条 例

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第40号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(13の3) 略</p> <p>(14) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号） <u>第3条第1項第1号イ</u>に規定する介護員の養成に関する研修を修了した旨の証明書の交付又は再交付 1件につき650円</p> <p>(15)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(13の3) 略</p> <p>(14) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号） <u>第3条第1項第1号</u>に規定する介護員の養成に関する研修を修了した旨の証明書の交付又は再交付 1件につき650円</p> <p>(15)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。